

横浜市母子・父子家庭 自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、厚生労働省指定の教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母または父に対して、受講費用の一部を支給します。

対象者

市内にお住いの20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の①から③のすべてを満たす方

① 所得（就労等による所得の額＋養育費の80%）が児童扶養手当の所得制限限度額未満の方

※ 所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。

② 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

③ 適職に就くために受講が必要と認められる方

※ 講座指定申請及び支給申請（後記「手続き」参照）の両申請時に、上記要件を満たすことが必要です。

対象講座

①雇用保険制度の「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」の指定講座

②雇用保険制度の「専門実践教育訓練」の指定講座

（業務独占・名称独占資格の取得を目指すものに限る。）

該当資格

看護師、准看護師、介護福祉士、美容師、保育士、調理師、歯科衛生士、はり師、社会福祉士、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、助産師、理容師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士、臨床工学技士、製菓衛生師、理学療法士、歯科技工士、キャリアコンサルタント、作業療法士、視能訓練士、保健師、測量士補、海技士、きゅう師、建築士、臨床検査技師、電気工事士、義肢装具士、測量士、管理栄養士、航空運航整備士

※対象講座は厚生労働省のHPで確認できます（「教育訓練給付検索システム」で検索）。

支給額

①雇用保険制度での受給資格がない方

⇒受講料の6割相当額

②雇用保険制度での受給資格がある方

⇒受講料の6割相当額から雇用保険制度で受給できる額を差し引いた額

※①、②いずれの場合も、上限は20万円。

（専門実践教育訓練の場合は、上限は20万円×必要修学年数（80万円以内）。）

※①、②の額が1万2千円以下の場合は支給されません。

手続き： ①一般教育訓練・特定一般教育訓練 指定講座の場合

<手続きの流れ>

事前相談

こども青少年局こども家庭課に電話でご相談ください。

⇒生活状況などをお伺いした上で、講座指定申請用紙を送付します。



面談

ひとり親サポートよこはま（横浜市母子家庭等就業・自立支援センター）の就労支援員と面談を行っていただきます。

※事前相談をいただいた後、申請希望者の方のお名前や電話番号等をひとり親サポートよこはまへ伝えさせていただきます。

※事前に就労支援員から面談日程調整の電話を差し上げます。

※面談場所は区役所またはひとり親サポートよこはまになります。



指定申請

対象講座指定申請書をご記入いただき、必要書類を添付してこども青少年局こども家庭課にご提出ください（郵送）。



講座指定

後日、対象講座指定決定通知書が送付されます。



講座受講・修了

受講が修了しましたら、こども青少年局こども家庭課に電話でご連絡ください。⇒支給申請用紙を送付します。

雇用保険制度での受給資格がない方

雇用保険制度での受給資格がある方

必ず先にハローワークで支給申請

雇用保険制度での受給資格がある方は、先にハローワークで支給申請を行ってください。

支給・不支給決定通知(ハローワーク)

こども青少年局こども家庭課へ支給申請
(受講修了後、必ず 30 日以内に郵送で申請)

こども青少年局こども家庭課へ支給申請
(受講修了後、必ず 30 日以内に郵送で申請)

申請には、ハローワークの「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給要件回答書」が必要です。

市への申請には、ハローワークの「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」が必要ですが、その到着を待っている間は市への申請が遅くなってしまう場合は、いったんハローワークの通知書なしで市に申請し、後日通知書を提出ください。

支給決定



給付金支給

受講を申し込む前に
お手続きください。

手続き： ② 専門実践教育訓練 指定講座の場合

<手続きの流れ>

支給要件確認

お住まいの区を所管するハローワークの給付金の窓口で、雇用保険制度での受給資格の有無を確認してください。

※受給資格がない場合は、「教育訓練給付金（専門実践教育訓練）支給要件回答書」を受け取ってください。市への申請に必要です。

雇用保険制度での受給資格がない方

雇用保険制度での受給資格がある方

ハローワークで支給申請

事前相談

こども青少年局こども家庭課に電話でご相談ください。
⇒生活状況などをお伺いした上で、講座指定申請用紙を送付します。

面談

ひとり親サポートよこはま（横浜市母子家庭等就業・自立支援センター）の就労支援員と面談を行っていただきます。
※事前相談をいただいた後、申請希望者の方のお名前や電話番号等をひとり親サポートよこはまへ伝えさせていただきます。
※事前に就労支援員から面談日程調整の電話を差し上げます。
※面談場所は区役所またはひとり親サポートよこはまになります。

指定申請

対象講座指定申請書をご記入いただき、必要書類を添付してこども青少年局こども家庭課にご提出ください（郵送）。

講座指定

後日、対象講座指定決定通知書が送付されます。

講座受講・修了

受講が修了しましたら、こども青少年局こども家庭課に電話でご連絡ください。⇒支給申請用紙を送付します。

こども青少年局こども家庭課へ支給申請 (受講修了後、必ず 30 日以内に郵送で申請)

支給決定

給付金支給

※雇用保険制度での受給資格がある方は、専門実践教育訓練給付金の支給額により、差額が生じる場合のみ自治体へ申請いただくこととなります。
資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用されなかった場合は、差額支給の対象となる場合がありますので、こども青少年局こども家庭課にご連絡ください。

受講を申し込む前に
お手続きください。

支給方法

支給申請後に支給要件を確認し、ご指定の口座に振込みます。

その他

申請には個人番号（マイナンバー）が必要となります。申請の際には、《申請者の個人番号カードの写し》又は《通知カードの写しと本人確認資料》を添付していただきます。

個人番号は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号利用事務」（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）に利用します。

問合せ・申請書送付先

横浜市こども青少年局こども家庭課 給付金担当
〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2390 FAX：045-681-0925

